

合意書

総合せき損センターと_____薬局は、総合せき損センターの院外処方箋における問い合わせの運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下項目については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする

- ① 成分が同一の銘柄変更
- ② 剤形変更
- ③ 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更
- ④ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事
- ⑤ 取り決め範囲内で行う一包化
- ⑥ 取り決め範囲内での処方日数の適正化
- ⑦ 薬事承認された用法への変更
- ⑧ 外用の用法追記
- ⑨ 残薬確認後の日数調整

2. 運用開始について

_____年 _____月 _____日より開始とする

3. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容変更については、必要時協議を行うこととする

以上

_____年 _____月 _____日

住所 飯塚市伊岐須 550-4
名称 総合せき損センター
代表者氏名 病院長 前田 健

印

住所
名称
代表者氏名

印